

○加賀市立視聴覚ライブラリー管理運営規則

平成 17 年 10 月 1 日
教育委員会規則第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、加賀市立視聴覚ライブラリー条例(平成 17 年加賀市条例第 99 号。以下「条例」という。)第 17 条の規定に基づき、加賀市立視聴覚ライブラリー(以下「視聴覚ライブラリー」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第 2 条 視聴覚ライブラリーに館長その他必要な職員を置く。

2 館長は、加賀市立中央図書館長をもって充てる。

(資料等の貸出し)

第 3 条 視聴覚ライブラリーが保管する資料及び機材(以下「資料等」という。)の貸出しを受けようとする者は、資料等使用申請書を館長に提出し、その許可を受けなければならない。

(資料等の貸出数及び期間)

第 4 条 資料等を同時に貸出できる数量及び期間は、次のとおりとする。

区 分	名 称	数 量	貸出期間
資料機材	映画フィルム	5 本以内	7 日以内
	ビデオテープ	5 本以内	
	16 ミリ映写機	一式	
	8 ミリ映写機	一式	
	スライド映写機	一式	
	OHP	一式	

2 前項の規定にかかわらず、館長が特に必要と認めるときは、同項に規定する数量及び期間を変更することができる。

(ホールの使用の申請及び許可)

第 5 条 条例第 7 条第 1 項の規定によりホールの使用の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、使用申請書を加賀市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。

2 教育委員会は、ホールの使用を許可したときは、使用許可決定通知書により申請者に通知する。

(資料の寄贈及び寄託)

第 6 条 視聴覚ライブラリーの資料の寄贈及び寄託については加賀市立図書館管理運営規則(平成 17 年加賀市教育委員会規則第 24 号)第 8 条及び第 9 条の規定を準用する。この場合において「図書館」とあるのは、「視聴覚ライブラリー」と読み替えるものとする。

(その他)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、加賀市教育委員会教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の加賀市立視聴覚ライブラリー管理運営規則(平成 3 年加賀市教育委員会規則第 5 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。